

高速取引行為の動向について

2 0 2 6 年 9 月
金 融 庁



資料内の用語など

【資料内の用語】

1. 高速取引行為 : 金融商品取引法第2条第41項に定める行為。
2. 高速取引行為者 : 金融商品取引法第2条第42項に定める者。
3. 高速取引行為者等 : 高速取引行為者及び金融商品取引法第29条の2第1項第7号に掲げる高速取引行為を行う金融商品取引業者。
4. 取引戦略 : 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針^(注)に記載の戦略。
 - マーケットメイク戦略 : 売りと買いの両注文を市場に出し、他の投資家の取引相手となることで、両価格のスプレッド分の利益を得る戦略。
 - アービトラージ戦略 : 価格変動に相関がある複数の銘柄の価格差や、同一商品の市場間での価格差などに着目し、裁定取引を行うことで利益を得る戦略。
 - ディレクショナル戦略 : 近い将来の価格の変動を予測して利益を得る戦略。
 - その他の戦略 : マーケットメイク戦略、アービトラージ戦略又はディレクショナル戦略のいずれにも該当しない戦略。

(注)金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(別冊) 高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-3-1-1(2)①

【資料】

- ・ 東京証券取引所および大阪取引所のデータをもとに、金融庁が作成。
(東京証券取引所上場銘柄に関する2019年11月～2024年12月のデータは、別途公表しているCSV形式に掲載)
- ・ 資料中の高速取引行為者等の取引は、高速取引行為者等による高速取引行為を集計したものである。

【取引データの抽出条件】

- ・ 東京証券取引所の上場銘柄の取引が対象。2026年6月末時点で4,437銘柄。「全体」は同取引全体を指す。
- ・ 大阪取引所の先物・オプション商品(有価証券オプションを除く)のすべての限月、日中および夜間の取引が対象。
2026年6月末時点で55商品。「全体」は大阪取引所の上記商品の取引全体を指す。

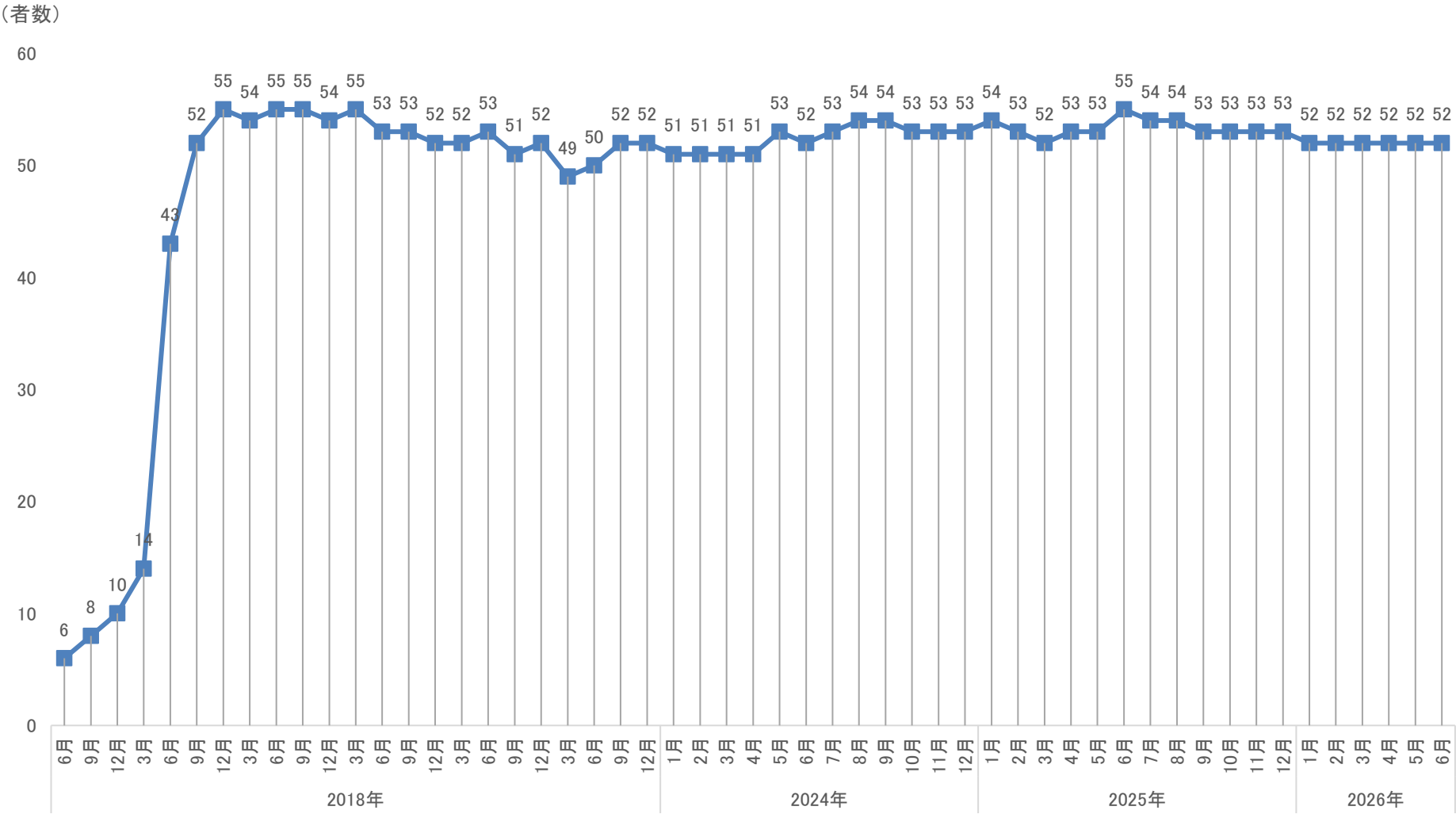
【グラフ上の凡例数値】

原則として、数値の表示単位未満は切り捨て、比率については小数点以下四捨五入。

高速取引行為者の登録者数

- ・高速取引行為者に係る登録制の導入(2018年4月)後、登録が進み、高速取引行為者数は足元50者程度で推移。2026年6月末時点では、52者。
- ・今回更新分(2026年1月～6月)では、新規登録は1社、廃業は2者。

(図) 高速取引行為者の登録者数の推移



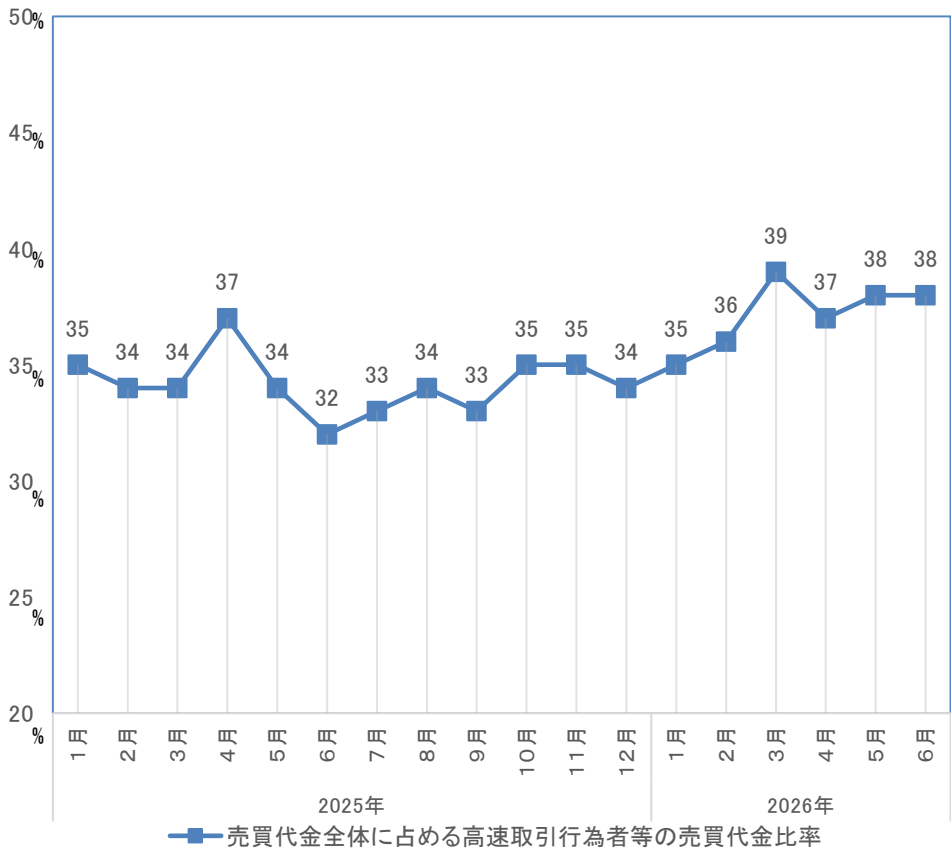
(注1) 高速取引行為者の登録者数は各月末時点の数字。

1. 東京証券取引所上場銘柄（株式）

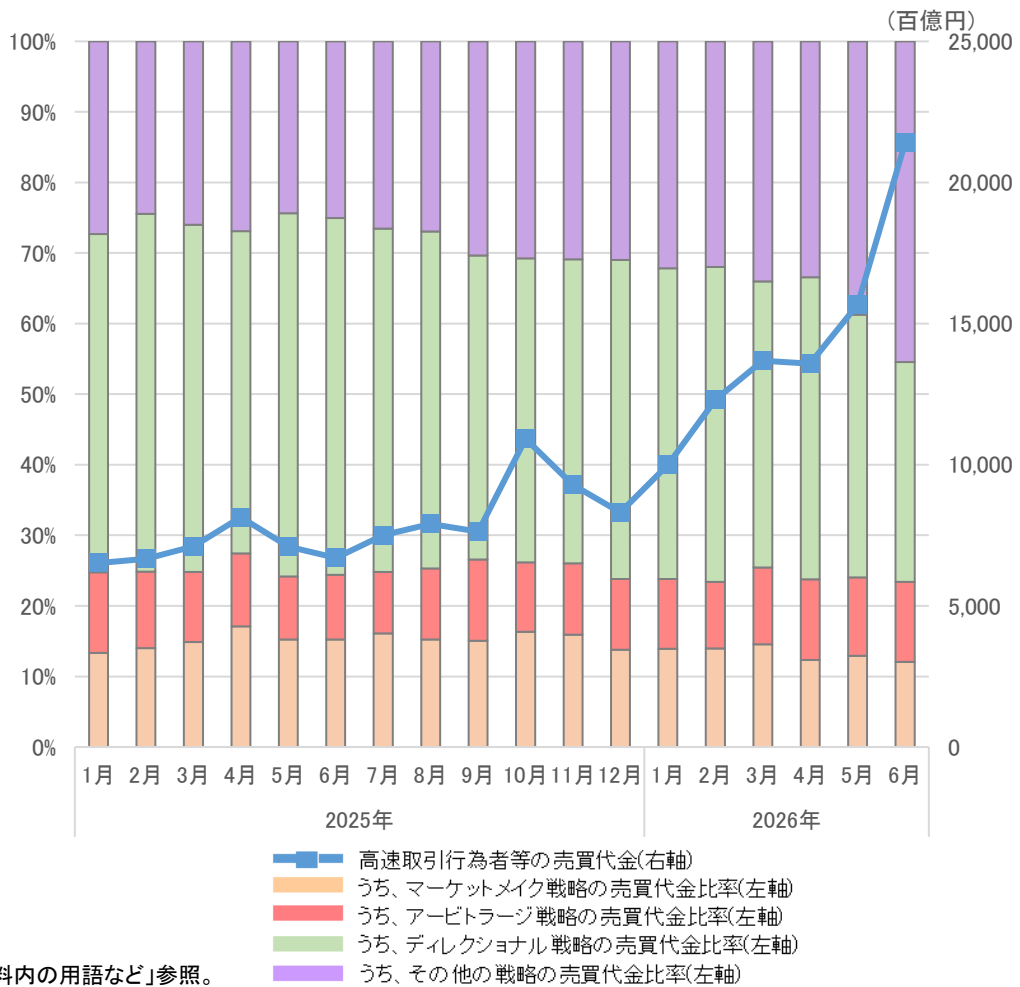
1-1. 高速取引行為者等の売買代金比率と売買代金の推移

- ・売買代金^(注1)全体に占める高速取引行為者等の売買代金比率は、足元は主に30%台後半で推移(図1-1-1)。
- ・戦略ごとの内訳は、マーケットメイク戦略が15%程度、アービトラージ戦略が10%程度、ディレクショナル戦略が40%程度、その他の戦略が35%程度で推移(図1-1-2)。なお、2026年以降、売買代金全体が上昇する中で高速取引行為者等の売買代金も増加しており、戦略ごとの内訳ではディレクショナル戦略の割合が低下傾向にある。

(図1-1-1) 売買代金^(注1)全体に占める高速取引行為者等の売買代金比率^(注2)



(図1-1-2) 高速取引行為者等の売買代金の推移

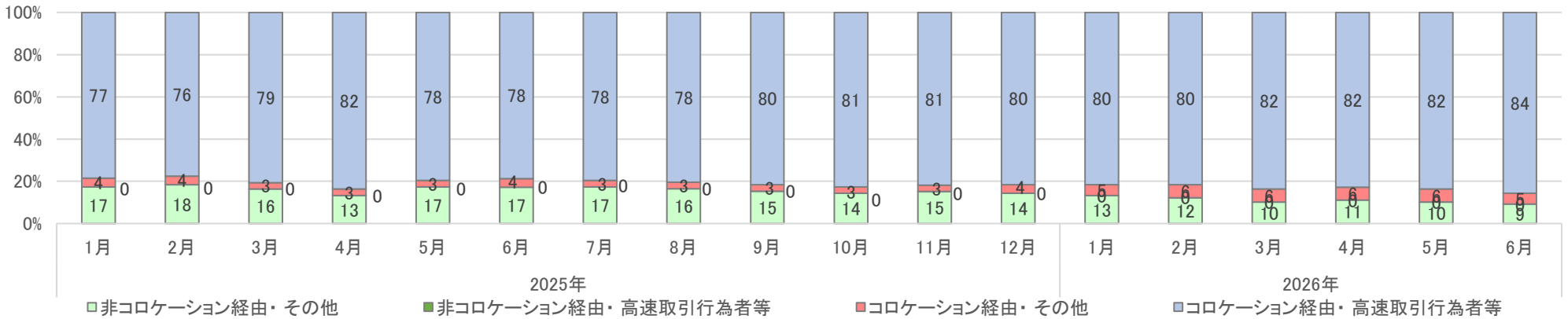


(注1) 売付代金と買付代金の月間の合算値。
(注2) 売買代金比率の算出方法: 高速取引行為者等の月間の売買代金 ÷ 月間の売買代金全体
(注3) 取引戦略の概要については、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づく。2ページ「資料内の用語など」参照。

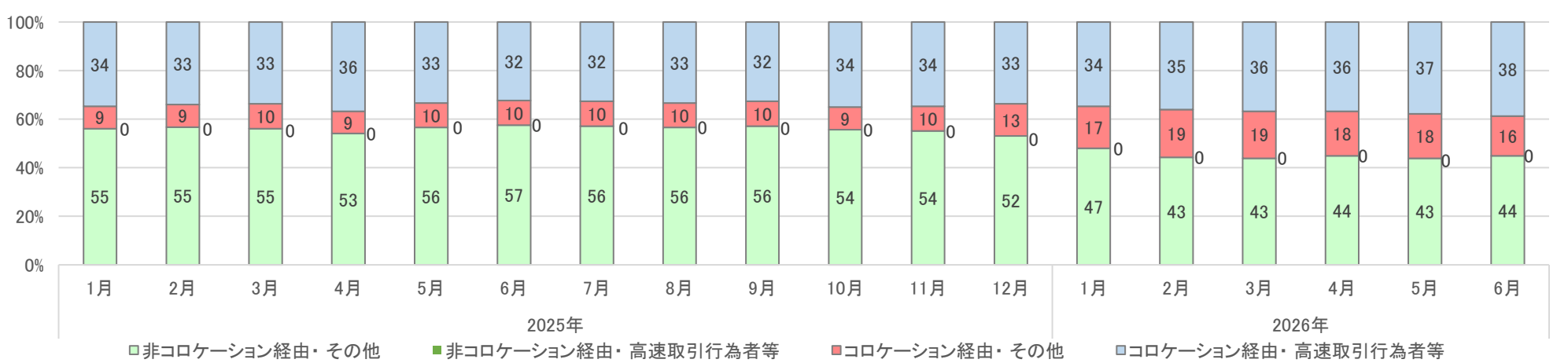
1-2. 注文サーバー拠点別・取引主体別の注文件数比率・売買代金比率の推移

- ・注文件数^(注1)全体に占めるコロケーション経由・高速取引行為者等の注文件数比率は85%程度で推移。他方で、売買代金^(注2)全体に占めるコロケーション経由・高速取引行為者等の売買代金比率は45%程度で推移(図1-2-1～2)。
- ・他方、非コロケーション経由・高速取引行為者等の注文件数比率及び売買代金比率はともに1%未満。

(図1-2-1) 注文件数^(注1)全体に占める注文サーバー拠点別・取引主体別注文件数比率



(図1-2-2) 売買代金^(注2)全体に占める注文サーバー拠点別・取引主体別売買代金比率



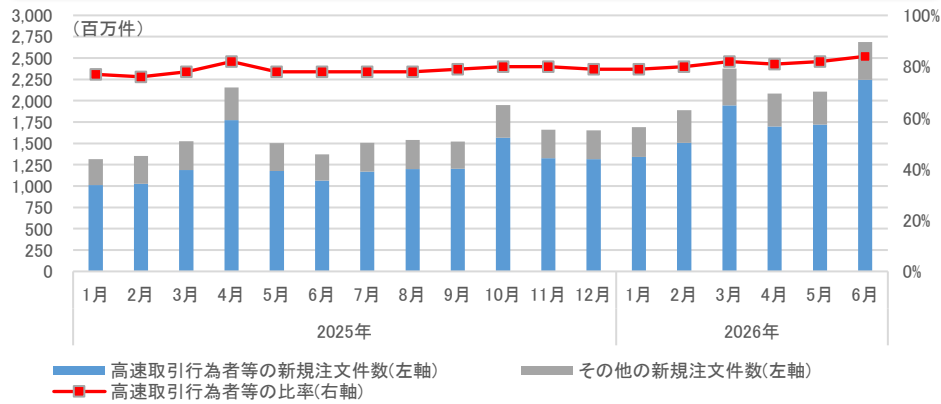
(注1) 新規注文、変更注文、取消注文の月間の合算値。
(注2) 売付代金と買付代金の月間の合算値。
(注3) コロケーションは、取引所の売買システムに近接した場所に参加者サーバーを設置すること。

1-3. 高速取引行為者等の取引状況 (1)注文件数 (新規注文、取消注文、変更注文)・約定件数

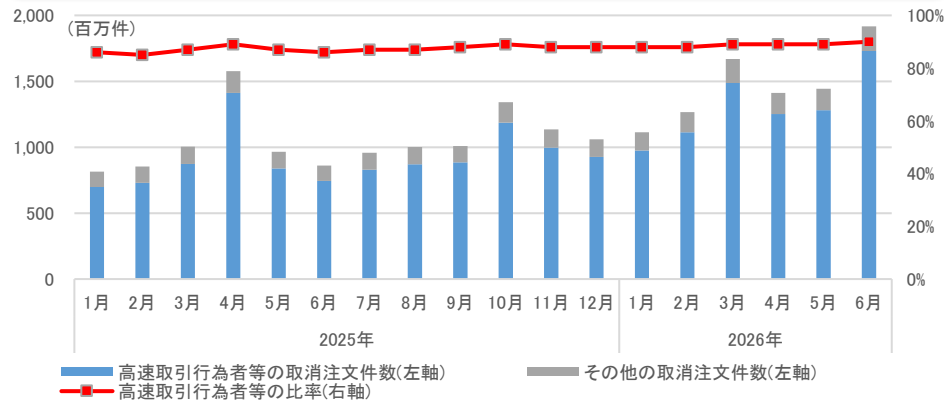
・注文件数(新規、取消)全体に占める高速取引行為者等の注文件数比率は、新規注文が80%程度、取消注文が90%程度で推移(図1-3-1～2)。他方で、変更注文・約定件数全体に占める高速取引行為者等の変更注文・約定件数比率は、変更注文が35%～60%程度、約定件数が40%程度で推移(図1-3-3～4)。

・なお、2026年6月に注文・約定件数全体が増加した中で高速取引行為者等の各注文・約定件数比率に変化は見られなかった。

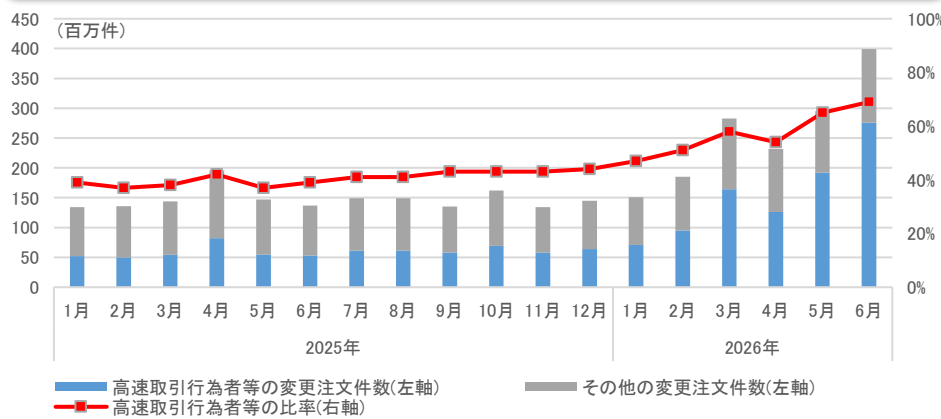
(図1-3-1) 取引主体別の新規注文件数及び新規注文件数全体に占める高速取引行為者等の新規注文件数比率



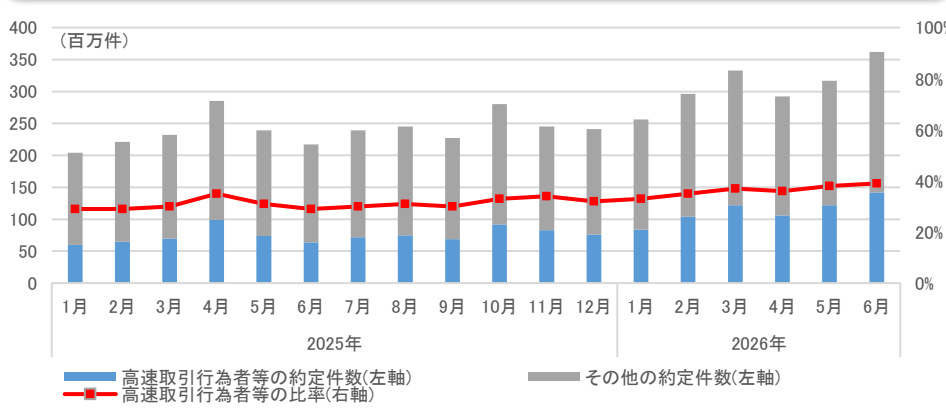
(図1-3-2) 取引主体別の取消注文件数及び取消注文件数全体に占める高速取引行為者等の取消注文件数比率



(図1-3-3) 取引主体別の変更注文件数及び変更注文件数全体に占める高速取引行為者等の変更注文件数比率



(図1-3-4) 取引主体別の約定件数及び約定件数全体に占める高速取引行為者等の約定件数比率

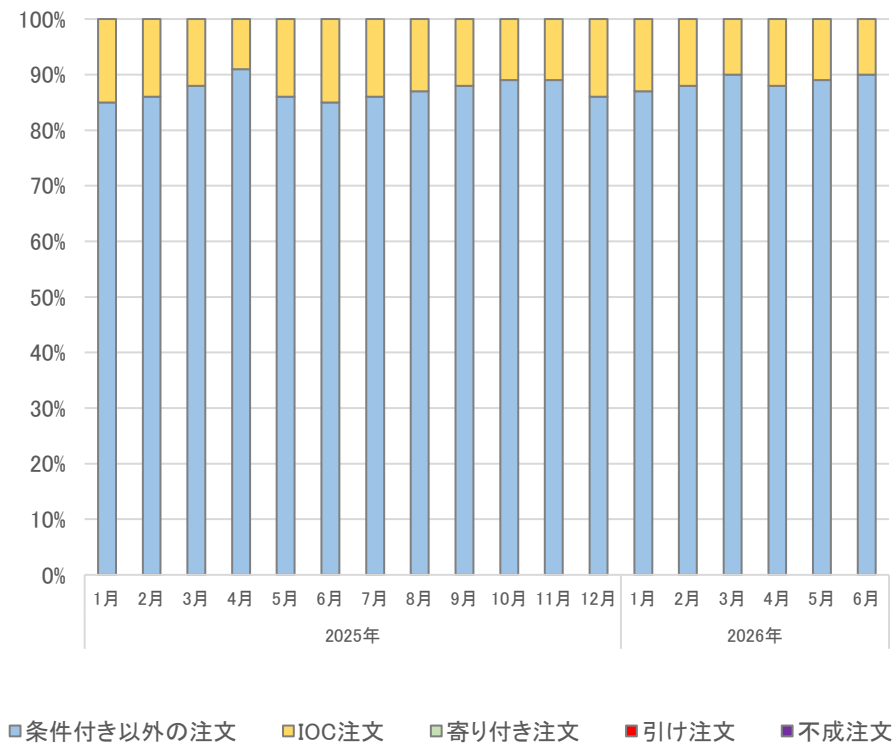


(注1) 図1-3-1の比率算出方法: 高速取引行為者等の月間の新規注文件数÷月間の新規注文件数全体
(注2) 図1-3-2の比率算出方法: 高速取引行為者等の月間の取消注文件数÷月間の取消注文件数全体
(注3) 図1-3-3の比率算出方法: 高速取引行為者等の月間の変更注文件数÷月間の変更注文件数全体
(注4) 図1-3-4の比率算出方法: 高速取引行為者等の月間の約定件数÷月間の約定件数全体
(注5) 取消注文件数には、IOC注文の失効件数を含まない。(IOC注文についての詳細は、次ページ注2参照)

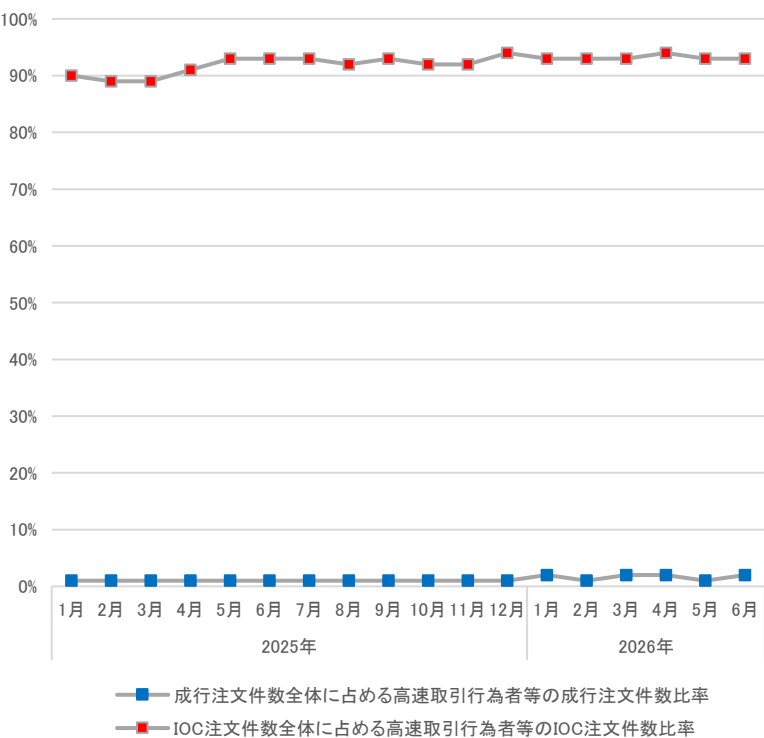
1-3. 高速取引行為者等の取引状況 (2) 高速取引行為者等の注文形態

- ・高速取引行為者等の注文件数のうち、条件付き以外の注文^(注1)（主に指値注文）は90%程度で推移しており、残り10%程度のほとんどはIOC注文^(注2)（図1-3-5）。
- ・また、IOC注文件数全体に占める高速取引行為者等の注文件数比率は、90%程度で推移している。他方で、成行注文件数全体に占める高速取引行為者等の成行注文件数比率は、1%～2%程度で推移（図1-3-6）。

(図1-3-5) 高速取引行為者等の注文件数における各条件付き注文^(注1)の比率



(図1-3-6) IOC注文件数全体に占める高速取引行為者等のIOC注文件数比率及び成行注文件数全体に占める高速取引行為者等の成行注文件数比率



(注1) 条件付き注文とは、IOC注文・寄り付き注文・引け注文・不成注文を指す。
(注2) Immediate or Cancel orderの略。指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、成立しなかった注文数量を失効させる条件付き注文。
(注3) 図1-3-5の比率算出方法: 高速取引行為者等の各月間の各条件付き注文件数÷高速取引行為者等の月間の全条件付き注文件数(条件付き以外の注文+IOC注文+寄り付き注文+引け注文+不成注文)
(注4) 図1-3-6の比率算出方法: 高速取引行為者等の月間の成行注文件数÷月間の成行注文件数全体、高速取引行為者等の月間のIOC注文件数÷月間のIOC注文件数全体

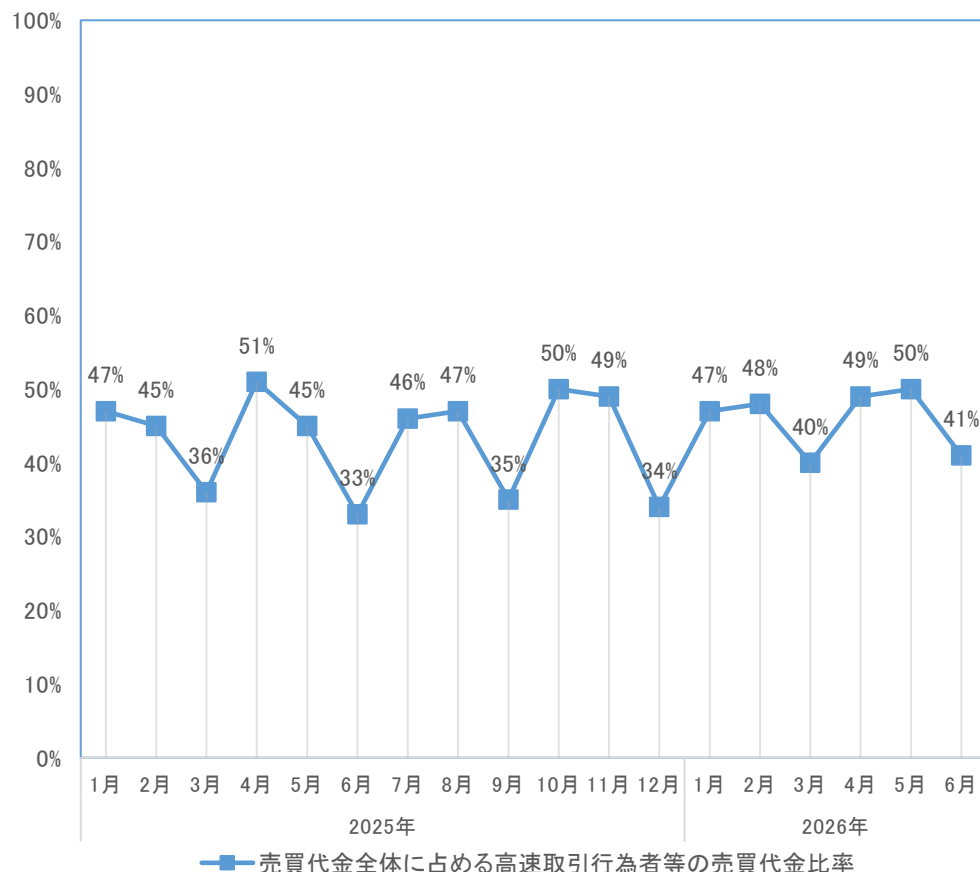
2. 大阪取引所上場銘柄（先物・オプション）

2-1. 高速取引行為者等の売買代金比率と売買代金の推移

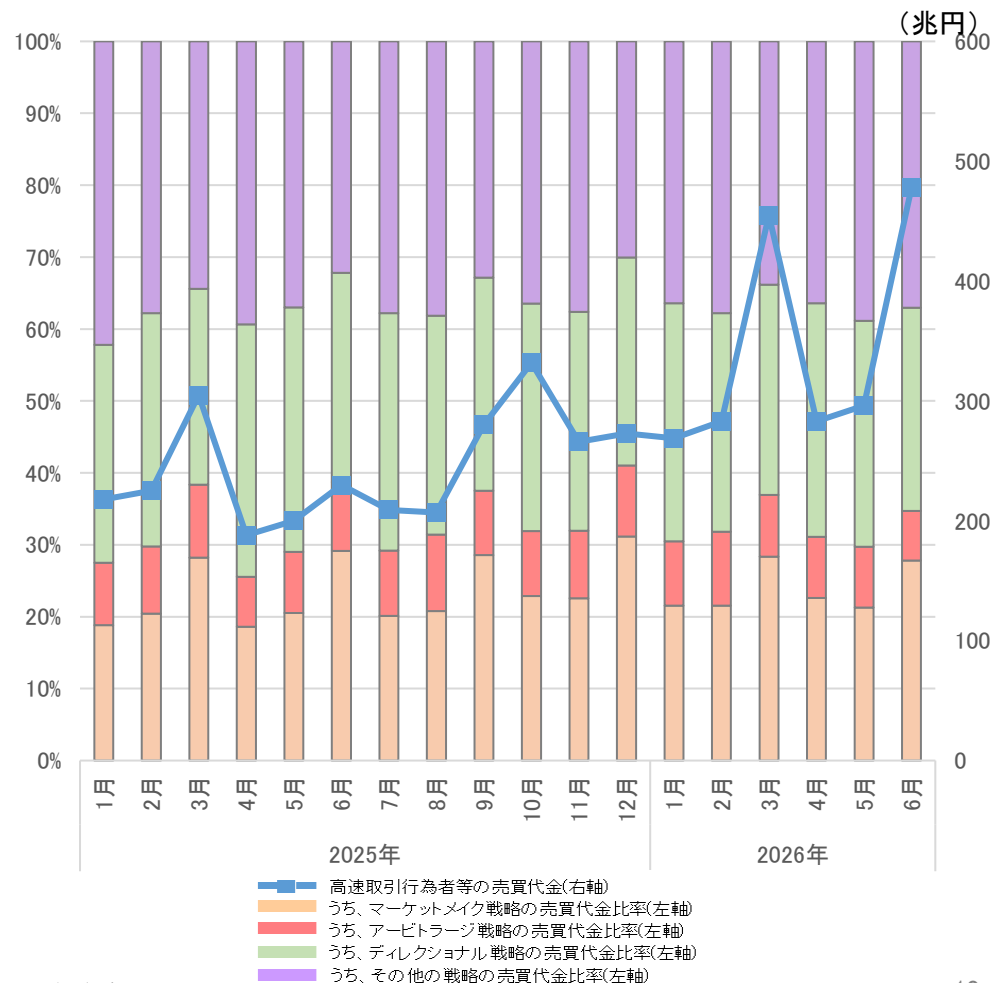
・売買代金^(注1)全体に占める高速取引行為者等の売買代金比率は、35%～50%程度で推移(図2-1-1)。

・また、戦略ごとの内訳としては、マーケットメイク戦略が25%、アービトラージ戦略が10%、ディレクショナル戦略が30%、その他の戦略が35%程度で推移(図2-1-2)。なお、2026年3月及び6月にデリバティブ合計売買代金が増加した中で高速取引行為者等の売買代金も増加したが、戦略ごとの内訳に大きな変化は見られなかった。

(図2-1-1) 売買代金^(注1)全体に占める高速取引行為者等の売買代金比率^(注2)



(図2-1-2) 高速取引行為者等の取引戦略別^(注3)売買代金の推移



(注1) 売付代金と買付代金の月間の合算値。

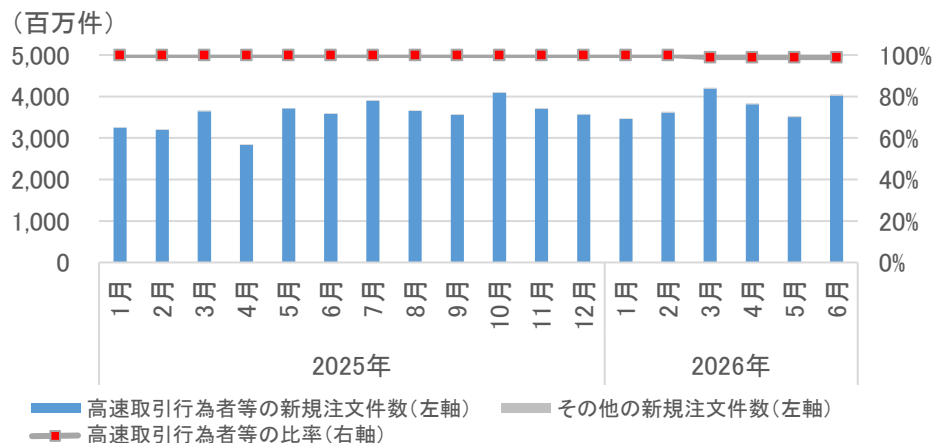
(注2) 売買代金比率の算出方法: 高速取引行為者等の月間の売買代金 ÷ 月間の売買代金全体

(注3) 取引戦略の概要については、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づく。2ページ「資料内の用語など」参照。

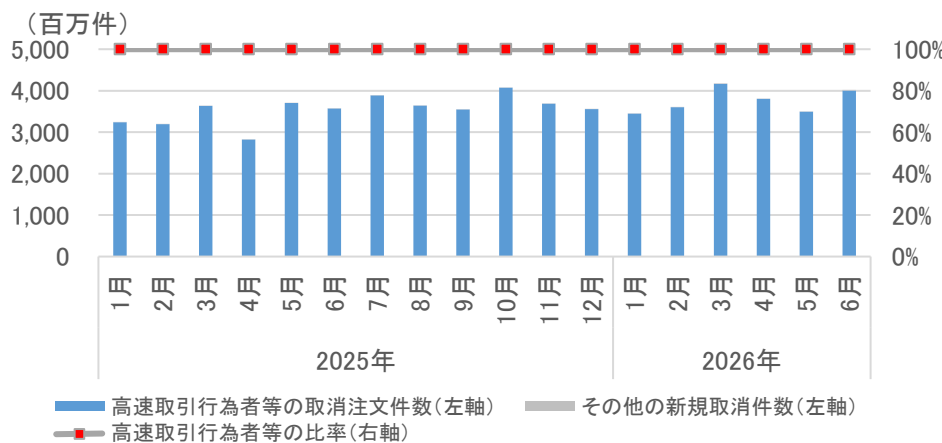
2-2. 高速取引行為者等の取引状況 (1)注文件数 (新規注文、取消注文、変更注文)・約定件数

- ・注文件数(新規、取消)全体に占める高速取引行為者等の注文件数(新規、取消)比率は、99%程度で推移(図2-2-1～2)。
- ・他方で、変更注文件数全体に占める高速取引行為者等の変更注文件数比率は35～60%程度で推移し、約定件数全体に占める高速取引行為者等の約定件数比率は、65%程度で推移(図2-2-3～4)。

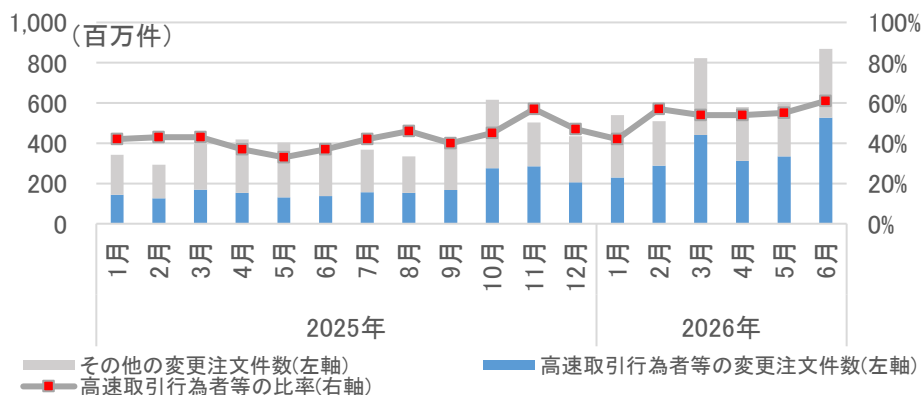
(図2-2-1)取引主体別の新規注文件数及び新規注文件数全体に占める高速取引行為者等の新規注文件数比率



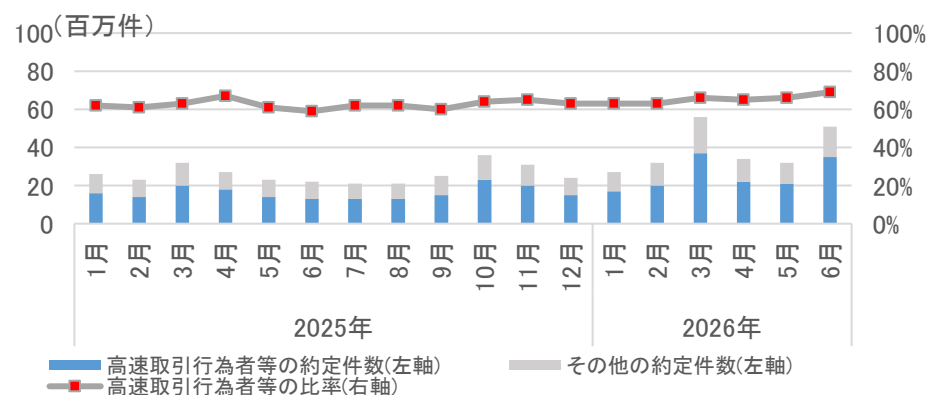
(図2-2-2)取引主体別の取消注文件数及び取消注文件数全体に占める高速取引行為者等の取消注文件数比率



(図2-2-3)取引主体別の変更注文件数及び変更注文件数全体に占める高速取引行為者等の変更注文件数比率



(図2-2-4)取引主体別の約定件数及び約定件数全体に占める高速取引行為者等の約定件数比率



(注1) 図2-2-1の比率算出方法: 高速取引行為者等の月間の新規注文件数 ÷ 月間の新規注文件数全体

(注3) 図2-2-3の比率算出方法: 高速取引行為者等の月間の変更注文件数 ÷ 月間の変更注文件数全体

(注5) 取消注文件数には、FAK/FOK注文の失効件数を含む。(FAK/FOK注文についての詳細は、次ページ注2参照)

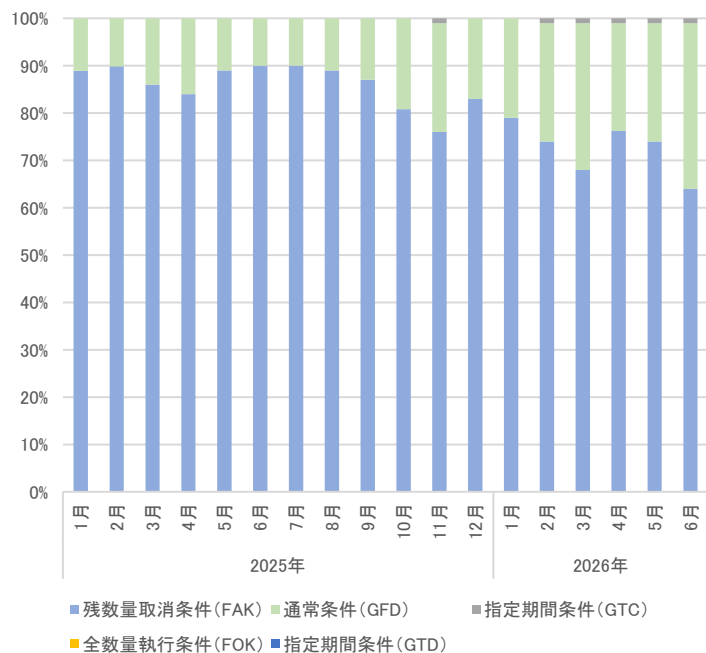
(注2) 図2-2-2の比率算出方法: 高速取引行為者等の月間の取消注文件数 ÷ 月間の取消注文件数全体

(注4) 図2-2-4の比率算出方法: 高速取引行為者等の月間の約定件数 ÷ 月間の約定件数全体

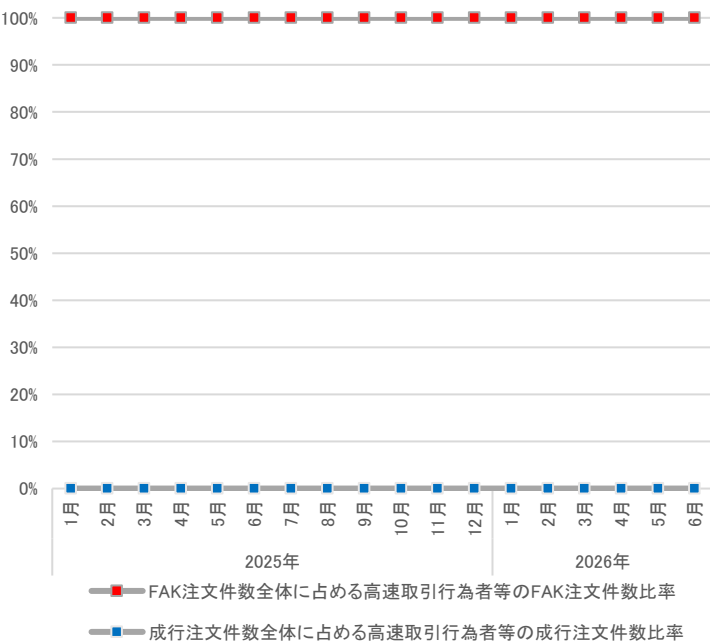
2-2. 高速取引行為者等の取引状況 (2) 高速取引行為者等の注文の条件別件数・成行注文件数

- ・高速取引行為者等の注文件数^(注1)のうち、足元、残数量取消 (FAK)注文^(注2)は70%程度で推移しており、減少傾向である。他方、残り30%程度は通常条件 (GFD) 注文 (図2-2-5)。
- ・また、FAK注文件数全体に占める高速取引行為者等のFAK注文件数比率は、概ね100%で推移。他方で、成行注文件数全体に占める高速取引行為者等の成行注文件数比率は、概ね0%で推移 (図2-2-6)。

(図2-2-5) 高速取引行為者等の注文件数^(注1)における
各有効期間条件・執行数量条件^(注2) 注文の比率



(図2-2-6) FAK注文件数全体に占める高速取引行為者等の
FAK注文件数比率及び成行注文件数全体に占める高速
取引行為者等の成行注文件数比率

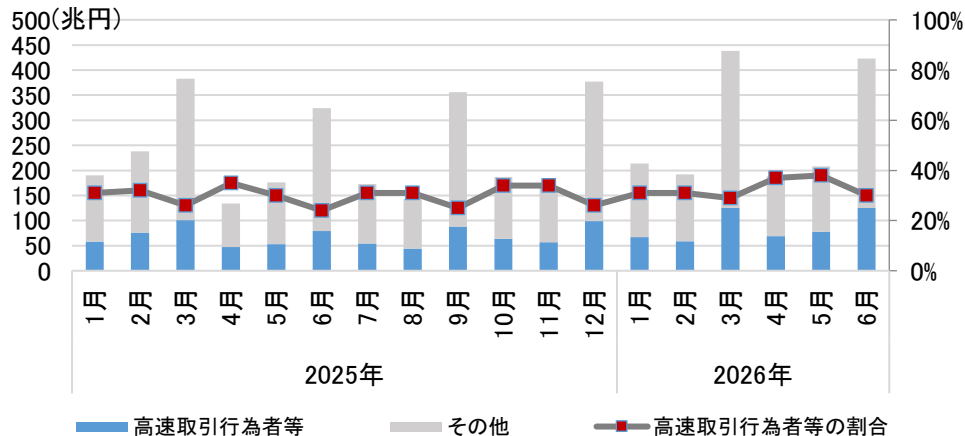


(注1) 新規注文、変更注文、取消注文の月間の合算値。
(注2) 残数量取消条件 (FAK (Fill And Kill)) とは、指定した値段がそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、成立しなかった注文数量を失効させる条件のこと。
通常条件 (GFD (Good For Day)) とは、当日の日中立会終了まで有効とする条件のこと。
指定期間条件 (GTD (Good Till Date) / GTC (Good Till Cancel)) とは、指定した期間が満了する日の日中立会終了まで有効とする条件で、特定日を指定する (GTD条件) か、取り消すまで有効 (取り消さなければ、取引最終日の日中立会終了まで有効) とする (GTC条件) 条件のこと。
全数量執行条件 (FOK (Fill Or Kill)) とは、全数量が直ちに約定しない場合には、当該全数量を失効させる条件のこと。
(注3) 図2-2-5の比率算出方法: 高速取引行為者等の月間の各有効期間条件・執行数量条件の注文件数 ÷ 高速取引行為者等の月間の全有効期間条件・執行数量条件の注文件数
(注4) 図2-2-6の比率算出方法: 高速取引行為者等の月間のFAK注文件数 ÷ 月間のFAK注文件数全体、高速取引行為者等の月間の成行注文件数 ÷ 月間の成行注文件数全体

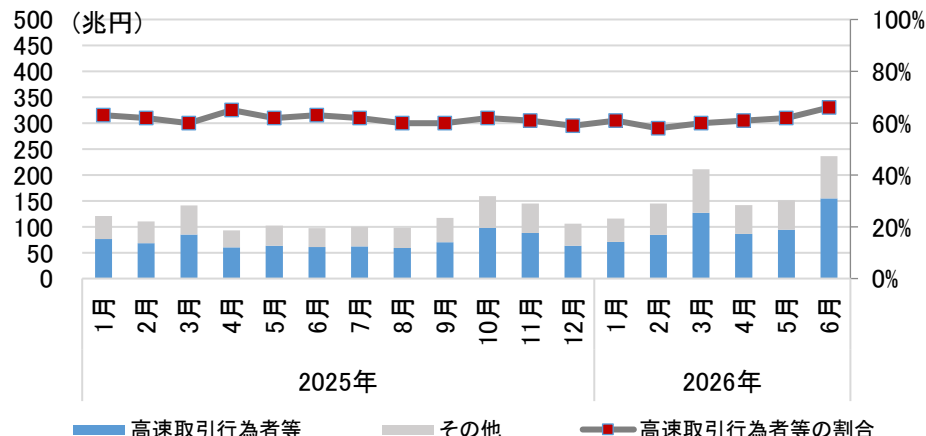
2-3. 高速取引行為者等の売買代金と売買代金比率^(注1)(商品別^(注2))

・商品別の売買代金全体に占める高速取引行為者等の売買代金比率は、長期国債先物では25%～40%、日経225miniでは60%～65%、日経225先物では40%～60%、TOPIX先物では25%～60%程度で推移(図2-3-1～4)。

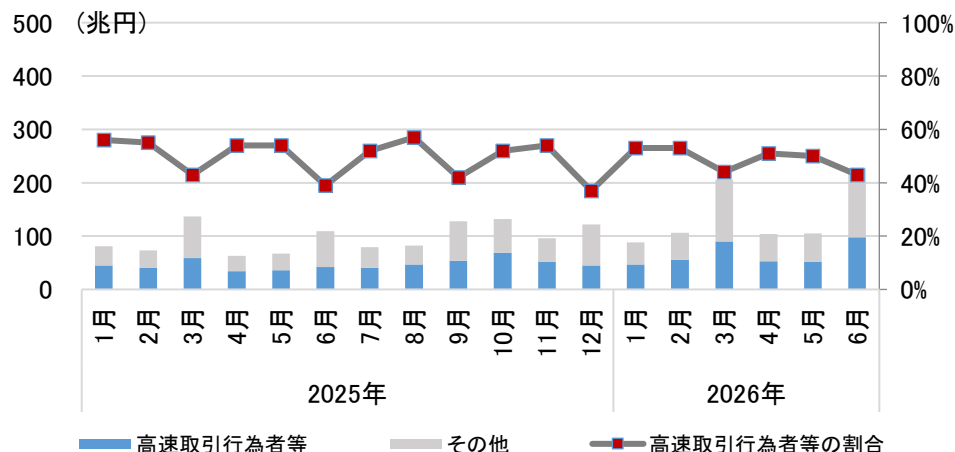
(図2-3-1) 長期国債先物における取引主体別の売買代金及び売買代金全体に占める高速取引行為者等の売買代金比率



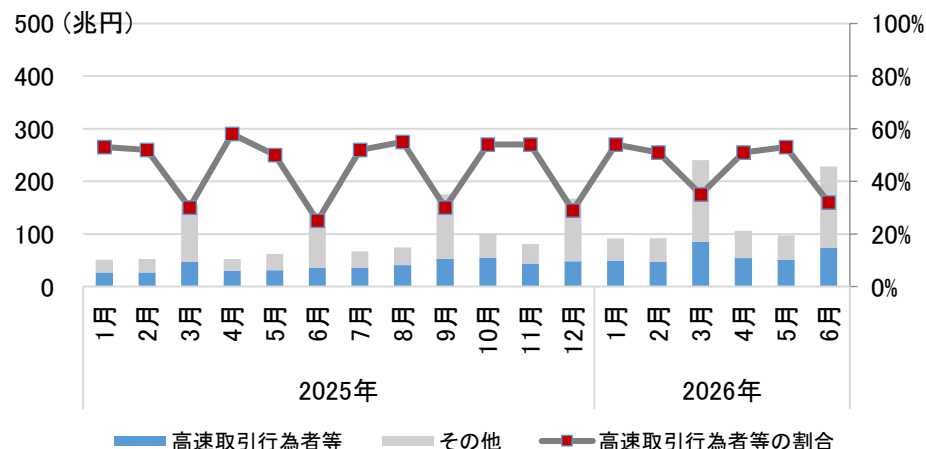
(図2-3-2) 日経225miniにおける取引主体別の売買代金及び売買代金全体に占める高速取引行為者等の売買代金比率



(図2-3-3) 日経225先物における取引主体別の売買代金及び売買代金全体に占める高速取引行為者等の売買代金比率



(図2-3-4) TOPIX先物における取引主体別の売買代金及び売買代金全体に占める高速取引行為者等の売買代金比率



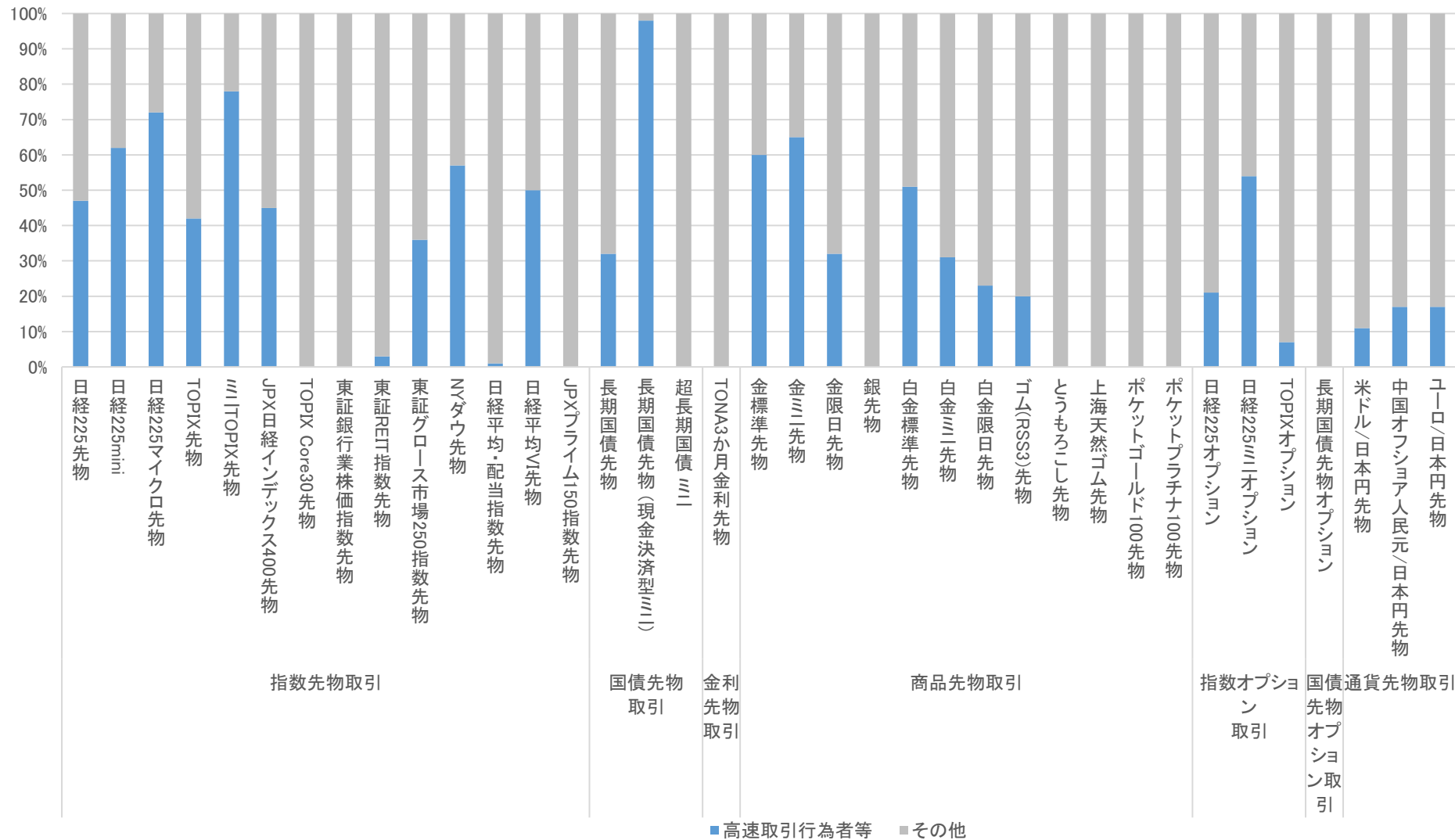
(注1) 売買代金比率の算出方法: 高速取引行為者等の月間の売買代金 ÷ 月間の売買代金全体

(注2) 全商品のうち売買代金が高い4商品。

2-4. 高速取引行為者等の売買代金比率(商品別)^(注1)

・商品別の売買代金全体に占める高速取引行為者等の売買代金比率は商品により差異が見られる。

(図2-4) 高速取引行為者等の売買代金比率(商品別)



(注1) 2026年1月～6月に取引が行われていない商品については不掲載。

(注2) 売買代金比率の算出方法：2026年1月～6月における各取引主体の売買代金 ÷ 2026年1月～6月における売買代金全体